

# 平成29年度2月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

## 1 起案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法第34条に基づいて、平成29年度2月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

## 2 対象団体

全都道府県

## 3 譲与額

7,522億円（11月～1月における譲与税及び交付税配付金特別会計の収納額）

前年度2月期比 508億円増（7.2%増）

本年度譲与累計額 18,452億円（前年度比 676億円増（3.8%増））

## 4 譲与日

平成30年2月28日（水）

## 5 譲与基準等

譲与総額	地方法人特別税（国税）収入額の全額《注》
譲与基準	1/2 人口 1/2 従業者数 ※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額（財源超過団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額）
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
平成28年度譲与実績	17,776億円
平成29年度地財計画	19,887億円

《注》 交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

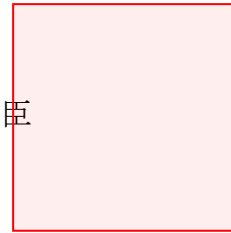
(案)

総 税 企 第 号

平成30年2月28日

〈各都道府県知事〉 あて

総 務 大 臣



地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第34条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲与します。

記

譲与日

平成30年2月28日

地方法人特別譲与税譲与金

〈別添のとおり〉 千円

↑額は出力

平成29年度2月期 地方法人特別譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	30,808,868
青森	7,375,880
岩手	7,409,674
宮城	13,606,638
秋田	5,859,120
山形	6,555,982
福島	10,981,939
茨城	16,674,636
栃木	11,508,689
群馬	11,730,056
埼玉	38,306,552
千葉	32,298,752
東京都	98,772,557
神奈川県	49,683,225
新潟	13,668,067
富山	6,511,483
石川	7,001,737
福井	4,814,403
山梨	4,909,884
長野	12,421,858
岐阜	11,829,891
静岡県	22,257,169
愛知県	46,392,675
三重	10,711,040
滋賀	8,184,271
京都	15,284,396
大阪	54,942,003
兵庫県	30,901,558
奈良	6,999,912
和歌山	5,408,992
鳥取	3,283,403
島根	4,057,338
岡山	11,072,133
広島	16,919,133
山口	8,077,688
徳島	4,339,842
香川県	5,817,922
愛媛	7,919,290
高知	4,117,897
福岡	29,637,696
佐賀	4,824,995
長崎	7,844,688
熊本	10,048,519
大分	6,693,619
宮崎	6,315,351
鹿児島	9,429,623
沖縄	7,953,744
合計	752,164,788

## 地方法人特別税・譲与税による影響額

▼平成29年度分

(単位：億円)

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B					影響額 B-A
		5月	8月	11月	2月		
北海道	520	756	45	139	264	308	236
青森県	104	181	11	33	63	74	77
岩手県	128	182	11	33	63	74	54
宮城県	331	334	20	61	117	136	3
秋田県	74	144	9	26	50	59	70
山形県	103	161	10	30	56	66	58
福島県	259	269	16	50	94	110	10
茨城県	380	409	24	75	143	167	29
* 栃木県	271	282	17	52	99	115	11
群馬県	280	288	17	53	101	117	8
埼玉県	626	940	56	173	328	383	314
千葉県	627	792	47	146	277	323	165
* 東京都	4,750	2,423	143	446	846	988	▲ 2,327
神奈川県	1,128	1,219	72	224	426	497	91
新潟県	245	335	20	62	117	137	90
富山県	120	160	9	29	56	65	40
石川県	159	172	10	32	60	70	13
福井県	107	118	7	22	41	48	11
* 山梨県	116	120	7	22	42	49	4
長野県	197	305	18	56	106	124	108
岐阜県	208	290	17	53	101	118	82
* 静岡県	563	546	32	100	191	223	▲ 17
* 愛知県	1,378	1,138	67	209	398	464	▲ 240
* 三重県	245	263	16	48	92	107	18
* 滋賀県	213	201	12	37	70	82	▲ 12
京都府	289	375	22	69	131	153	86
* 大阪府	1,611	1,348	80	248	471	549	▲ 263
兵庫県	567	758	45	139	265	309	191
奈良県	82	172	10	32	60	70	90
和歌山県	80	133	8	24	46	54	53
鳥取県	49	81	5	15	28	33	32
島根県	67	100	6	18	35	41	33
岡山県	217	272	16	50	95	111	55
広島県	360	415	25	76	145	169	55
山口県	179	198	12	36	69	81	19
徳島県	85	106	6	20	37	43	21
香川県	141	143	8	26	50	58	2
愛媛県	153	194	12	36	68	79	41
高知県	49	101	6	19	35	41	52
福岡県	612	727	43	134	254	296	115
佐賀県	73	118	7	22	41	48	45
長崎県	105	192	11	35	67	78	87
熊本県	150	247	15	45	86	100	97
大分県	109	164	10	30	57	67	55
宮崎県	87	155	9	28	54	63	68
鹿児島県	131	231	14	43	81	94	100
沖縄県	123	195	12	36	68	80	72
合計	18,452	18,452	1,092	3,393	6,445	7,522	0

▼平成28年度

(単位：億円)

地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	影響額 B-A
488	729	241
99	175	76
124	176	52
313	322	9
76	139	63
84	156	72
261	261	0
328	395	67
252	272	20
326	278	▲ 48
583	903	320
616	762	146
4,481	2,327	▲ 2,154
991	1,172	181
262	324	62
130	154	24
166	166	0
127	114	▲ 13
117	116	▲ 1
223	294	71
216	280	64
521	527	6
1,669	1,094	▲ 575
214	254	40
161	193	32
262	361	99
1,423	1,298	▲ 125
528	730	202
91	166	75
71	128	57
46	78	32
69	96	27
202	262	60
363	400	37
164	191	27
75	103	28
140	138	▲ 2
139	188	49
57	98	41
569	699	130
76	114	38
95	186	91
132	238	106
110	159	49
86	150	64
131	224	93
120	187	67
17,776	17,776	0

\* 印 平成20年制度創設当初、「譲与額 < 払込額」と想定されていた都道府県。

※四捨五入により計が一致しないところがある。

# 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の概要

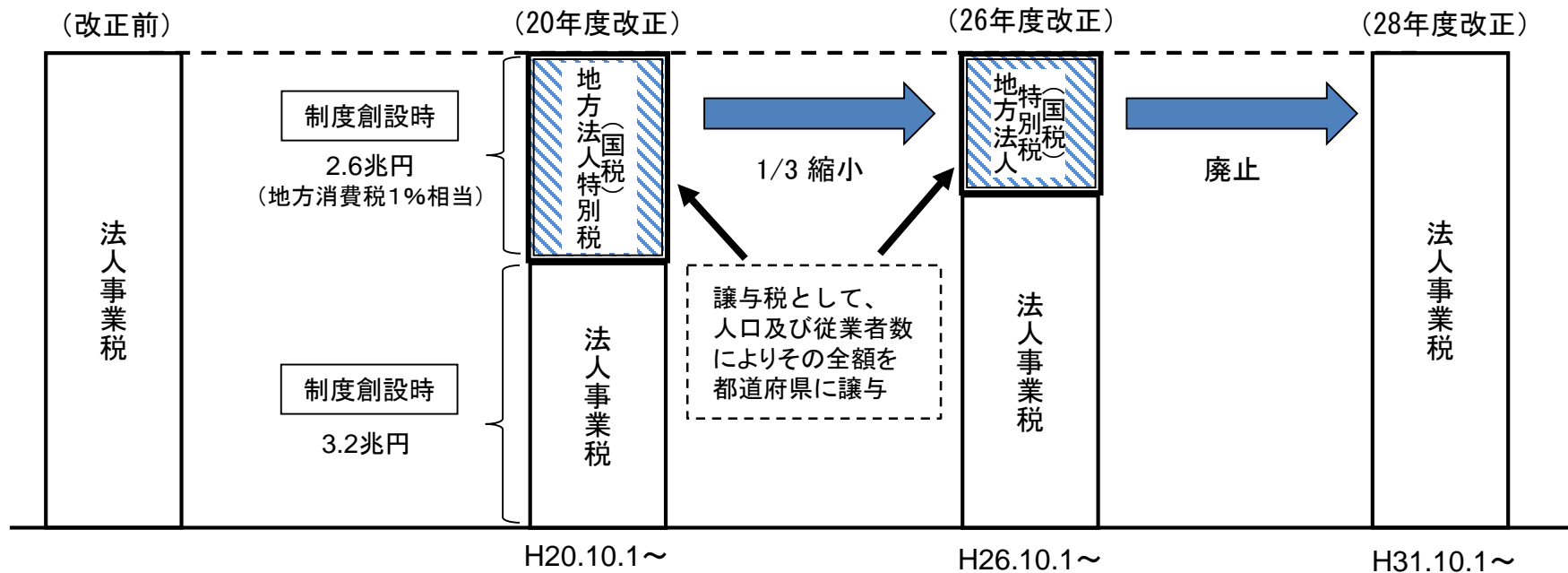
税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として導入 ※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元

※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用



## 地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

# 地方法人特別譲与税の算定の仕組み

$$\left( \begin{array}{c} \text{地方法人} \\ \text{特別税} \\ \text{収入額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{財源超過} \\ \text{団体調整額} \\ *1 \end{array} \right) \times \left\{ \begin{array}{c} 1/2 \text{ 人口} \\ 1/2 \text{ 従業者数} \end{array} \right\} = \text{譲与額} *2$$

- \*1 財源超過団体調整額とは、財源超過額調整団体における個別財源超過団体調整額の合算額をいう。
- \*2 財源超過額調整団体にあつては、上記算定式により算出された譲与額に、当該団体に係る個別財源超過団体調整額を加えた額を譲与する。  
平成29年度における財源超過調整団体(平成28年度において普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額が需要額を上回った団体で、個別財源超過団体調整額が発生する団体)は、該当なし。

## 【東京都における個別財源超過団体調整額の算定】

